

第111期 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

開催
日時 | 2021年6月22日（火曜日）
午前10時（開場午前9時）

開催
場所 | 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル 地下1階
ゴテンヤマ ボールルーム ノース
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため入場者の定員を先着60名までとさせていただきます。当日の状況により定員数を超えた場合、ご入場いただけない可能性があります。
- ・株主総会当日のご来場は極力お控えいただき郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・株主総会の模様はインターネットにて当日のライブ配信および後日のオンデマンド配信を行います。
- ・本株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第111期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 事業報告	8
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	33
■ 監査報告書	35

株式会社 寺岡製作所

証券コード：4987

株 主 各 位

東京都品川区広町一丁目4番22号
株式会社 寺岡製作所
代表取締役社長 辻 賢 一

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月21日(月曜日)午後5時20分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日(火曜日) 午前10時 (開場午前9時)
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリOTTホテル
地下1階 ゴテンヤマ ボールルーム ノース
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
- 1 第111期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第111期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面（委任状等）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎インターネットによる当日のライブ配信および後日のオンデマンド配信につきましては、同封の別紙をご覧くださいようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teraokatape.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teraokatape.co.jp/>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため株主様の安全を最優先に、株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ◎会場の座席間に一定の距離を設けることから、入場者の定員を先着60名までとさせていただきます。当日の状況により座席数を超える来場者となった場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- ◎本株主総会では、お土産のご用意はございません。
- ◎ご来場される場合は、ご自身の体調をお確かめのうえ、手指消毒、マスク着用などの感染予防を行っていただきますようお願い申し上げます。
- ◎登壇役員、運営スタッフは、マスク着用など感染予防措置を講じてまいります。
- ◎会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、マスクを着用されていない方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を利益還元の基本方針といたしております。株主の皆様への利益配分に関する基本的な考え方としましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向など配当水準に影響を及ぼす各要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、投資のための資金確保にも配慮しつつ決定することとしております。

このような基本方針のもと、第111期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金9円（うち、普通配当5円・創業100周年記念配当4円）
総額227,992,680円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月23日

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することといたします。つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。新たに選任されます取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、取締役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、当社の企業理念・経営理念を深く理解し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に掌握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令および企業倫理の遵守に徹する姿勢・見識を有すること等を総合的に判断し、取締役会における決議に基づき、選定及び指名を行います。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任期間
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> あさ くら しん じ 朝 倉 信 司	-	-
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> ふる いち かつ のり 古 市 克 典 <div style="display: inline-block; background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="display: inline-block; background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; margin-left: 5px;">独立</div>	-	-

候補者番号

1

新任

あさくら
朝倉

しんじ
信司

[1968年6月25日生]



所有する当社
の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 伊藤忠商事株式会社入社
2017年4月 当社へ出向
2017年10月 海外営業部長
2021年4月 営業本部副本部長、海外営業部長、寺岡製作所(香港)有限公司董事長、寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司董事長、寺岡製作所(深圳)高機能膠粘帯有限公司董事長(現任)
現在に至る

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

朝倉信司氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な経験と実績を有しており、2017年の出向以来、当社の海外営業部門の責任者として、新規の販路開拓等に尽力いただいております。当社がグローバル市場のさらなる開拓を図るうえで、取締役会にて積極的な提言・助言を頂戴することが期待できると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

新任

ふるいち
古市

かつのり
克典

[1961年5月11日生]

社外

独立



所有する当社
の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 日本電信電話株式会社入社
1998年11月 LUCENT Technologies経営企画部長
2000年7月 LEVEL(3)Communications製品企画&マーケティング部上席部長
2002年1月 REACH Networks副社長
2003年3月 PRTM Management Consulting マネージャー
2007年4月 同社パートナー
2008年6月 日本ベリサイン株式会社執行役員社長
2009年3月 同社代表取締役社長
2013年8月 株式会社Box Japan代表取締役社長(現任)
2018年11月 株式会社チームスピリット社外取締役(現任)
現在に至る

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

古市克典氏は、他社において豊富な経営経験を有し、さらには、現在株式会社Box Japanの代表取締役社長に就任されており、情報システムに精通していることから、当社が情報システムの強化を図るうえで、適切なアドバイスを頂戴できると判断いたしました。また、同氏は、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、当社のコーポレートガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、新たに社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古市克典氏は、社外取締役候補者であります。
3. 朝倉信司氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
4. 当社は、古市克典氏が取締役就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、古市克典氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、朝倉信司氏および古市克典氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

すがや まさゆき
菅谷 真之

[1969年3月7日生]

社外

独立



略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年4月 株式会社カナデン入社
2013年4月 同社経営戦略室経営企画部長
2016年6月 同社経営戦略室経営企画部長兼経理財務室経理部長
2018年4月 同社事業推進室事業企画部長
2018年7月 同社管理統括室経理財務部長
2020年10月 同社経理財務部長
2021年1月 同社経理部長（現任）
現在に至る

所有する当社
の株式の数
0株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

菅谷真之氏は、株式会社カナデンにおいて経営企画業務に携わられた後経理業務に携わられており、社外監査役に就任された場合、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菅谷真之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 菅谷真之氏の監査役選任が承認可決された後、監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は菅谷真之氏が監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、菅谷真之氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令により経済活動が制限され、厳しい状況となりましたが、年度後半からは自動車、半導体等電子部品の主に中国向けの輸出持ち直しが見られるなど、底堅く推移しました。一方、世界経済に目を移すと、中国では経済水準がいち早くコロナ禍前に戻り、米国においても経済活動の段階的再開や景気対策の効果により回復の動きが見られたものの、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境のなか、当社グループ（当社および連結子会社）においては、米中貿易摩擦の長期化および新型コロナウイルス感染症拡大の影響により通年で減収となったものの、固定費削減等可能な限りの様々な施策を実行し、9月以降は黒字基調を定着させた結果、上期の大幅な赤字を下期で挽回し、全利益項目で黒字を達成しました。

各部門の取り組みにつきましては、営業部門において、車載用・電子部品用テープの受注回復・拡大・新規商権獲得に注力するとともに、不採算取引の見直し、新たなモデルのビジネスを開始する一方で、在宅勤務等を駆使した新しい働き方による生産性向上を推し進めました。技術部門においては、新技術に裏付けられた新製品の上市、中長期的な事業展開を睨んだ新規大型設備への投資に取り組みました。管理部門においては、従来業務のゼロベースでの見直しや業務改革による生産性向上に努めました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、216億62百万円（前年同期比5.4%減）、営業利益は、1億28百万円（前年同期比24.2%増）、経常利益は2億45百万円（前年同期比415.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は91百万円（前年同期比39.1%減）となりました。

当社グループの事業は、粘着テープの製造・販売の単一セグメントであります。製品部門別の売上高状況は以下のとおりです。

〔梱包・包装用テープ〕

在宅勤務の増加、巣ごもり需要により、ホームセンター向け需要は堅調であったものの、法人向けテープ需要の減少、不採算取引の見直しにより、当製品部門の売上高は29億13百万円(前年同期比19.6%減)となりました。

〔電機・電子用テープ〕

生産活動停滞による需要減少に伴い、上期は低調に推移しておりましたが、車載用・電子部品向け受注が年度後半から回復したため、当製品部門の売上高は新たなモデルのビジネスも含め117億47百万円（前年同期比0.4%増）となりました。

〔産業用テープ〕

車載用テープの需要が年度後半より回復基調になったものの、オフィス関連、イベント関連、建築関連の需要低迷により、当製品部門の売上高は70億円（前年同期比7.6%減）となりました。

製品部門別連結売上高は、下表のようになります。

区 分	売上高 第110期 百万円	売上高 (当連結会計年度) 第111期 百万円	構 成 比 %	前年同期比 %
梱 包 ・ 包 装 用 テ ー プ	3,622	2,913	13.5	△19.6
電 機 ・ 電 子 用 テ ー プ	11,696	11,747	54.2	0.4
産 業 用 テ ー プ	7,576	7,000	32.3	△7.6
合 計	22,895	21,662	100.0	△5.4

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は19億90百万円であり、主に茨城工場の製造設備の取得であります。この設備資金は、主に自己資本を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

<経営課題>

①安全衛生活動の浸透

労働安全が経営の最優先課題であることを明確にするとともに、労働災害の撲滅に全社をあげて取り組んでまいります。経営直下の組織として安全健康衛生推進室を新設し、各工場と密に連携を取ることで、安全・健康・衛生活動の実効性を確保するとともに、当該活動の全社水平展開を拡充いたします。

②コンプライアンス態勢の強化

当社グループが良き企業市民としての社会的責任（CSR）を果たすとともに健全かつ誇りを持てる企業風土を醸成してまいります。これに加え、コンプライアンス（法令の遵守・企業倫理）態勢の強化を最も重要な経営課題の一つとしてとらえ、コンプライアンス委員会活動を通じた全社的かつ積極的な取り組みを行うほか、研修やeラーニングによる全社教育などを継続して行うことにより社員のコンプライアンス意識の底上げを行ってまいります。

③品質管理・保証体制の充実

原理原則に基づいた品質教育を徹底して実施するとともに、ヒューマンエラーを排した検査システムを導入することにより、品質管理要求水準が最も高い業界からの要請にも応じられる体制を構築します。全工場の品質管理業務を横断的に管理監督する組織として、品質管理部を新設し、情報の共有を迅速かつ正確に行うことで品質管理の向上に取り組んでまいります。

④売上高営業利益率の継続的確保

当社グループ製品ユーザーとの活発なコミュニケーションによりその多様化するニーズを迅速に把握すること、不採算製品の統廃合を行うこと、既存製品は製法を一から見直し、自動化を推進することでコスト削減を推進することなどにより売上高営業利益率の継続的確保と向上に取り組んでまいります。

⑤将来を展望した生産体制構築および新製品開発

最適な生産体制を構築するために「ものづくり」を根底から見直し、積極的な設備投資も行い、品質、生産性の向上を実現するとともに、生産、研究および営業部門が一体となり有機的な協働を進め、高い付加価値が見込めかつ収益率の高い新製品をタイムリーに上市するよう努めてまいります。

⑥人材育成の強化

当社グループは、激変する経営環境に左右されない企業競争力の源泉はヒトにあるとの認識の下、社員一人ひとりの能力を最大限活かすための人材マネジメント強化が、営業、技術、管理の全ての部門に必須であると認識しております。変化に柔軟に対応すると共に、業務を遂行する上での新しい仕組みやビジネスモデルを創出し、改革を興すべく、会社と社員が共に成長することを可能とする体制を整備してまいります。

⑦ダイバーシティ経営の実現

多様な人材の活躍を企業価値創造につなげるためのガバナンス改革、社員の意識改革と能力

開発、勤務環境と体制整備および多様性に富む人材登用と採用の実施により、全ての社員が力を発揮できる職場環境を構築してまいります。

⑧持続可能な社会に貢献する環境技術・製品の開発

当社グループの生産活動および製品における環境負荷の低減は、重要な経営課題の一つとして認識しており、生産活動における環境負荷物質の排出削減およびそれを可能とする環境技術の開発や環境にやさしい製品の開発に取り組んでまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第108期 2018年3月期	第109期 2019年3月期	第110期 2020年3月期	第111期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高(百万円)	22,815	23,558	22,895	21,662
経常利益(百万円)	1,216	1,366	47	245
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	921	1,034	149	91
1株当たり当期純利益(円)	36.37	40.84	5.90	3.59
総資産(百万円)	35,575	35,854	35,139	37,033
純資産(百万円)	28,686	28,978	27,939	29,046
自己資本比率(%)	80.6	80.8	79.5	78.4

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第108期 2018年3月期	第109期 2019年3月期	第110期 2020年3月期	第111期 (当事業年度) 2021年3月期
売上高(百万円)	21,672	22,710	22,510	21,311
経常利益(百万円)	845	1,026	280	583
当期純利益(百万円)	727	750	399	470
1株当たり当期純利益(円)	28.72	29.63	15.78	18.58
総資産(百万円)	35,182	35,047	34,844	35,861
純資産(百万円)	28,493	28,461	27,927	28,571
自己資本比率(%)	81.0	81.2	80.1	79.7

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
神栄商事株式会社	16百万円	100.0%	粘着テープの販売
寺岡製作所(香港)有限公司	20,000千香港ドル	100.0%	粘着テープの販売
寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司	1,000千米ドル	100.0% (70.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
寺岡(深圳)高機能膠粘帯有限公司	1,000千米ドル	100.0% (100.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	41,000千米ドル	100.0% (6.1%)	粘着テープの 製造および販売

(注) 議決権比率の()内は間接所有割合で内数。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

梱包・包装用	布粘着テープ（オリーブテープ） クラフト粘着テープ（カートンテープ） ポリプロピレンフィルム粘着テープ（パックテープ）等
電機・電子用	ポリエステルフィルム粘着テープ アセテートクロス粘着テープ コンビネーション粘着テープ カプトン [®] 粘着テープ ノーメックス [®] 粘着テープ ガラスクロス粘着テープ 導電性シールド粘着テープ エポキシ樹脂含浸テープ 熱伝導性両面テープ フィルム両面テープ 発泡体両面テープ等
産 業 用	ポリエチレンクロス粘着テープ（P-カットテープ） 養生布テープ 不織布両面テープ 標示用テープ 気密防水用テープ 表面保護シート等

(7) 主要な営業所および工場

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区
大 阪 支 店	大 阪 市 東 淀 川 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 北 区
茨 城 工 場	茨 城 県 北 茨 城 市
佐 野 工 場	栃 木 県 佐 野 市
函 南 工 場	静 岡 県 田 方 郡
ソ ウ ル 支 店	韓 国
台 北 駐 在 員 事 務 所	台 湾

② 子 会 社

名 称	所 在 地
神 栄 商 事 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
寺 岡 製 作 所 (香 港) 有 限 公 司	中 国 ・ 香 港
寺 岡 (上 海) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 上 海
寺 岡 (深 圳) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 深 圳
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	イ ン ド ネ シ ア

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減
714名	16名減

(注) 本表には臨時従業員 (43名) および嘱託 (26名) を含みません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
521名	18名減	41.7歳	16.9年

(注) 本表には臨時従業員 (8名) および嘱託 (25名) を含みません。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高 (百 万 円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	180
株 式 会 社 り そ な 銀 行	120

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 26,687,955株(自己株式1,355,435株を含む)
(3) 株主数 3,848名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,672.0	26.34
寺 岡 製 作 所 取 引 先 持 株 会	3,044.0	12.02
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	990.1	3.91
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	818.8	3.23
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	780.0	3.08
寺 岡 敬 之 郎	773.6	3.05
株 式 会 社 り そ な 銀 行	678.8	2.68
寺 岡 小 子	526.0	2.08
寺 岡 製 作 所 従 業 員 持 株 会	401.3	1.58
ヤ ス ハ ラ ケ ミ カ ル 株 式 会 社	250.0	0.99

(注) 自己株式は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	寺 岡 敬之郎	
代表取締役社長	辻 賢 一	
常 務 取 締 役	内 藤 雅 和	経営全般、品質保証部、経営企画室担当
取 締 役	滑 川 泰 志	技術部門長
取 締 役	石 崎 修 久	管理本部長、総務部長
取 締 役	久 保 達 哉	営業本部長
取 締 役	上 川 辰 也	伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部長
取 締 役	八 田 圭 子	有限会社八光代表取締役 戸板女子短期大学非常勤講師
常 勤 監 査 役	野見山 豊	株式会社カナデン社外監査役
監 査 役	渡 邊 順	
監 査 役	三 宅 正 樹	三菱UFJ代行ビジネス株式会社代表取締役副社長
監 査 役	境 晴 繁	株式会社カナデン常勤監査役

- (注) 1. 取締役 上川辰也氏および八田圭子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 三宅正樹氏および境晴繁氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 三宅正樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役 八田圭子氏および監査役 境晴繁氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 5. 当期中の取締役の異動
 (1)上川辰也氏および八田圭子氏は、2020年6月23日開催の第110期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
 (2)和田賢明氏は、2020年6月23日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 (3)白石典義氏は、2020年8月26日逝去により当社取締役を退任いたしました。なお、退任時の担当および重要な兼職は、学校法人立教学院理事長でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役上川辰也氏および八田圭子氏ならびに監査役渡邊順氏、三宅正樹氏および境晴繁氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(決定方針の決定方法)

当社は、取締役会の決議により当社取締役（社外取締役を除く。）の報酬方針を決定しております。

(a) 取締役（社外取締役を除く。）が受ける報酬等の決定方針の内容の概要

(基本方針)

取締役の報酬等については、優秀な人材の獲得・保持が可能となり、職責に見合う報酬体系および報酬水準となるよう設計されている他、株主総会で承認された報酬総額等の限度内としており、客観性かつ透明性のある報酬であることを旨とし、外部専門機関の調査等に基づく他社の役員報酬の水準を参照したうえで、従業員の給与・賞与水準および世間水準とのバランスを総合的に考慮し決定いたします。

(報酬の決定方法および支給割合)

取締役の報酬体系は、役位に関わらず全員に対し一定の割合で支払われる固定報酬、および役位別に役位が上がる程業績に大きく連動して支払われる業績連動報酬から構成されており、ゾーン方式による報酬管理を導入しております。固定報酬は、各役員の業務執行や経営への参画の対価として、役位・職務内容に応じた額を決定しており、固定報酬および業績連動報酬の割合は役位に関わらずそれぞれ80%、20%としております。また、役員評価制度に基づく業績連動部分の評価格差は、会長・社長・副社長について200%～0%、専務・常務・兼務取締役について180%～0%として設定することで、役位毎の経営への責任度合いを反映させることとしています。

(b) 社外取締役が受ける報酬等の決定に関する基本方針

業務執行から独立した立場で監督機能を果たす社外取締役の報酬は、定期同額報酬としております。社外取締役の個人別の報酬額の決定は、当社の経営理念に対する理解度、当社の更なる発展にかかる貢献度の期待値、コンプライアンスや企業倫理遵守にかかる見識、知見等を総合的に判断し、株主総会において承認された報酬枠の範囲内

で取締役社長に一任しております。

(c) 監査役が受ける報酬等の決定に関する基本方針

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第109期定時株主総会において年額230百万円と決議いたしております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役は2名)であります。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額29百万円と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長辻賢一が当該役員評価に基づき、役員報酬テーブルに沿って、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。取締役の評価については、業績評価、施策評価を行ったうえで計算式に基づき評点を算出いたしますが、これらの評価項目の評価基準では評価できない業務の執行、例えば著しい業績の向上が見られた場合、あるいは、経営に悪影響を与えるような業務の執行があった場合等は、社長が自らの裁量により、一定の幅で当該評点に加点、または減点を行うこととしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう代表取締役社長の評価については、役付取締役の評価基準に則り、代表取締役会長が行う等の措置を講じており、相互牽制が図られていること、および取締役報酬における評価基準は取締役会によって審議・承認を受けており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (社外取締役を除く)	158	125	33	—	6
監 査 役 (社外監査役を除く)	15	15	—	—	2
社外取締役	7	7	—	—	4
社外監査役	4	4	—	—	2
合 計	185	152	33	—	14

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、前年度の当社グループの成長力・成長度合いを計る指標である「連結営業利益額」および「連結営業利益率」であり、業績連動報酬等の算定方法は連結営業利益の達成額および達成率の予算対比、ならびに連結営業利益の実額および率の前期比伸長率をもって評価する仕組みとしております。

【業績連動報酬にかかる主な指標の実績】

区 分	前連結会計年度	当連結会計年度
連結営業利益額 (百万円)	103	128
連結営業利益率 (%)	0.5	0.6

当連結会計年度にかかる業績連動報酬については、2021年3月期決算値を基に算定しています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員および日本国内の子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役上川辰也氏は伊藤忠商事株式会社の繊維資材・ライフスタイル部長を兼任しております。なお、伊藤忠商事株式会社は、当社の大株主であり、当社との間で資本・業務提携を行っております。
- ・取締役白石典義氏は、学校法人立教学院の理事長を兼任しておりました。なお、学校法人立教学院と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役八田圭子氏は、有限会社八光の代表取締役および戸板女子短期大学の非常勤講師を兼任しております。なお、有限会社八光および戸板女子短期大学と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役三宅正樹氏は、三菱UFJ代行ビジネス株式会社の代表取締役副社長を兼任しております。なお、三菱UFJ代行ビジネス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役境晴繁氏は、株式会社カナデンの常勤監査役を兼任しております。なお、株式会社カナデンと当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	上川辰也	2020年6月23日の就任後開催の取締役会に13回中13回（100%）出席しております。営業分野での豊富な経験に基づき、公正かつ客観的な視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、取締役会での議論において忌憚のないご発言により外部の視点から議論をけん制するご意見をいただいている他、監査役会との意見交換会にご出席いただいております。
社外取締役	白石典義	退任日までの間に開催された取締役会に8回中6回（75%）出席しておりました。経営の専門家としての経験と見識に基づき、公正かつ客観的な視点から助言・提言を行っておりました。 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、取締役会での議論において忌憚のないご発言により株主視点でのご意見をいただいております。
社外取締役	八田圭子	2020年6月23日の就任後開催の取締役会に13回中13回（100%）出席しております。財務・会計に関する豊富な経験を基に、会計・財務的な見地から必要な提言を行っております。 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、取締役会での議論において忌憚のないご発言により新しい視点をご提案いただいている他、監査役会との意見交換会にご出席いただいております。
社外監査役	三宅正樹	当事業年度開催の取締役会には17回中17回（100%）、また監査役会には6回中6回（100%）出席しております。金融業務に関する豊富な経験を基に、会計・財務的な見地から必要な提言を行っております。
社外監査役	境 晴繁	当事業年度開催の取締役会には17回中16回（94%）、また監査役会には6回中6回（100%）出席しております。株式会社カナデンにおいて監査業務に携わっており、客観的かつ公平な視点から必要な提言を行っております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払金額
イ 当事業年度に係る報酬等の額	24百万円
ロ 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記のロには英文財務諸表の監査に関わる報酬が含まれております。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社グループは、取締役ならびに全ての使用人が遵守すべき社内最高規範として「寺岡製作所企業憲章」を定め、また同憲章の実効性を担保するための具体的な基準として「寺岡製作所役職員行動基準」を定めることにより、単に利益を追求するだけの組織としてではなく、当社グループをして、全てのステークホルダーと健全で公正な関係を維持し、企業の社会的責任も十分考慮したうえで、高度な企業倫理を醸成せしめるものとする。
 - (b) 取締役の職務の執行については、毎月開催される取締役会、あるいは必要に応じて随時開催される臨時取締役会において、各取締役が意見を具申し情報を共有化することにより、相互の監督機能、あるいは牽制機能を有効なものとする体制としているが、事案の性質に応じて、外部の専門家に法令および定款に適合しているか否か検証を委託する。
 - (c) 当社は、監査役会設置会社であり、当社および子会社の取締役等の職務の執行に関する不正の行為、または法令ないしは定款に違反する事実を発見した場合、直ちに当社の監査役会ならびに当社および子会社の取締役会等に報告され、是正を図るものとする。また、既定の内部公益通報保護規程その他コンプライアンス関連諸規程は、使用人に加え取締役に対してもその遵守を求めているものであり、これらの運用強化を着実に進めていくことで監督・牽制機能の拡充を図っていくものである。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、以下に掲げる電磁的記録媒体を含む重要文書を、法令あるいは社内規程に従い、所定の期間適切に保存するとともに、閲覧可能な状態を維持するものとする。また、業務にかかる情報に関しては「情報管理規程」を定め遵守を励行していくほか、個人にかかる情報に関しては既定の「個人情報取扱規程」に基づき厳正な管理を行う体制を強化する。

 - (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 計算書類
 - (d) その他取締役会で決定する重要書類
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、こ

- の規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。
- (b) 事業上のリスク（労働安全衛生、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害などに係るリスク等）を認識し、リスクカテゴリー毎の管理統括部署を定め、会社横断的にリスクの評価・管理等を行う。
 - (c) 「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に則り、財務報告の適正性を確保する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、適法性ならびに合理性が十分に認められる業務分掌・職務権限規程を設けることにより、また常時組織、体制の見直しを図ることにより、組織の意思決定を迅速に行い、かつ経営の効率化を図る。
- これらの施策は、定例取締役会、臨時取締役会、経営会議等の会合において、その有効性・実効性を検証されるほか、監査役会、内部監査部門、あるいは会計監査人は、必要に応じて連携を密に取り、取締役の業務執行の効率性に対し勧告、指摘等を与えることとする。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務執行を管理する体制とし担当役員を置く。また、子会社の取締役に就く当社の役職員は、当該役員の指示により子会社の業務および子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - (b) 当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
 - (c) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査対象とする。監査結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社および子会社の内部統制状況を把握・評価する。
 - (d) 当社は子会社の業務内容の定期的な報告を受けるほか、重要案件についてはその内容について当社・子会社間で事前協議を行ったうえで、子会社の取締役会等にて協議・審議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。また監査役は当社ならびに子会社の取締役および使用人等から重要な業務等については定期的な報告をうけるものとする。
 - (e) 当社および子会社において、法令および社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のコンプライアンス部門に報告する体制とする。

- ⑥ 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制
取締役および使用人等は、常勤監査役に対し次に掲げる事項を報告するものとする。
- (a) 適時開示が求められる重要事項
 - (b) 取締役会、経営会議に付議、または報告される事項
 - (c) 内部統制にかかる部門の活動状況
 - (d) 重要な会計方針、会計基準の導入およびその変更
 - (e) 内部公益通報保護制度の運用状況
 - (f) 内部監査部門の活動状況
 - (g) コンプライアンスに関する状況
 - (h) 上記以外に、監査役会がその業務を遂行するために必要と判断し、当社グループの取締役および使用人等に対して求めた事項
- 監査役会は、常勤監査役から報告された上記事項につきその適法性、合理性を検証し、取締役および使用人等に対し勧告を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役ないしは監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は直ちに当該使用人の人選を行い任命する。任命以降の異動、評価、昇降格など、当該使用人の人事権に係る事項に関しては、取締役の恣意を排除することを担保するために、監査役会の事前の承認を受けるものとする。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループ内に周知徹底する。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 常勤監査役は、出席する取締役会で報告される業務の執行状況を、監査役会で報告するものとする。
 - (b) 監査役が重要な社内会議に出席し、経営上の情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、経営上重要な事項は速やかに監査役に報告する。
 - (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役および使用人等、ならびに子会社の取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。

- (d) 監査役に報告を行った当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (e) 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役ないしは監査役会に報告するものとする。
- (f) 当社および子会社の代表取締役は、監査役会が定めた監査計画の提示を受け、各部門、グループ各社の監査の実効性を維持できる体制の構築に努めるものとする。
- (g) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役職務の執行に伴い生ずる費用等の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、当該監査役職務に必要でないことが証明された場合を除き監査役の請求等に従い円滑に行う体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「寺岡製作所企業憲章」および「寺岡製作所役職員行動基準」を定め、当社グループの取締役ならびに全ての使用人に周知し、法令はもとより全ての社会規範を遵守できるよう徹底している。さらにコンプライアンス知識向上のため役員および使用人に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施している。
また、内部公益通報保護制度を整備・周知し、通報があった場合には、通報者の保護に十分配慮した上で、管理本部長が調査し、報告を受けた取締役会がその対応を検討し、是正措置を執る体制を整えている。
- ② 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
「取締役会規則」、「情報管理規程」および「個人情報取扱規程」等に基づき、取締役会の議事録・会議書類、個人情報ならびに機密情報等の適切な保存および管理を行うとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧できる状態を維持している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」に定めた当社のリスクカテゴリー毎の管理統括部署が当社グループ全体のリスクの評価・管理を行っている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規則」等に基づき、第111期においては、取締役会が17回（内、定例13回、臨時4回）開催された。また、業績や経営目標の進捗管理については、業務報告やシステム等を通じ、迅速かつタイムリーに報告されている。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
子会社の業務執行状況については、定例取締役会の必須報告事項とされており、定期的に当社の取締役会において監視を行っている。
- ⑥ 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制
常勤監査役は、定例取締役会、臨時取締役会等の会合に出席し、必要な報告を受けているほか、監査役監査時やその他、常勤監査役が必要と判断した場合に、常勤監査役の求めに応じて、当社グループの取締役および使用人等は当該事項を報告している。
監査役会は、常勤監査役から常に上記事項の報告を受けている。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
該当事項はありません。
- ⑧ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
該当事項はありません。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会およびその他の重要な社内会議に出席するとともに、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ⑩ 監査役を補助すべき使用人等が監査役に報告するための体制
監査役を補助すべき使用人等が監査役に報告するための体制は、監査役の請求等に従い適正に行っている。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続実施を利益還元の基本方針の一つに据えております。

配当に関しましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向などの配当額に影響を及ぼす要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、再投資のための資金確保にも配慮しつつ、一定程度の柔軟性を確保する考え

方をベースとしております。一方で、安定配当を実施することで株主の皆様へ報いるという観点からは、配当総額、あるいは当期純利益変動幅の急増減による配当額の増減を一定の範囲内に収束させることを念頭においた株主資本配当率の考え方を、前述のベースと併せて取り入れることとしております。当社はこれらの考え方にに基づき、過去から安定配当の継続に努めてまいりました。

この配当に関する基本的な考え方に従い、当期の期末配当金につきましては1株あたり普通配当5円、創業100周年記念配当4円の合計9円とし、先に実施いたしました1株あたり3円の間配当金とあわせ、当期の年間配当金は12円とさせていただきます方針であります。

また、次期の年間配当金につきましては、10円とさせていただきます予定です。

(4) 政策保有株式の保有方針および議決権行使基準

① 政策保有株式に関する保有方針

当社における株式の政策保有については、原則として販売先、あるいは購買先などとの長期的な関係強化策の一環として、当社の長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものであるべきとの方針に基づき、個別銘柄の保有については取締役会において適切に決定しております。

一方で、将来に向けた再投資のための資金確保や、株価変動の影響を受けにくい強固な財務基盤の構築、ないしは資本効率性の向上の観点からも、株式発行企業の成長性、収益性等から政策保有にかかる経済合理性を検証しつつ、取引関係強化などの中長期的な視点も踏まえた上で保有の妥当性が認められない場合には、保有株式を計画的に削減する方針としております。

② 議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の企業価値向上に資すると判断する議案であればこれに賛成する一方で、当社の企業価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じることを基本方針としております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類  
 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)             |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>20,281</b> | <b>流動負債</b>        | <b>6,381</b>  |
| 現金および預金         | 8,466         | 支払手形および買掛金         | 1,426         |
| 受取手形および売掛金      | 5,891         | 電子記録債務             | 2,319         |
| 電子記録債権          | 1,165         | 短期借入金              | 120           |
| 商品および製品         | 2,361         | リース債務              | 19            |
| 仕掛品             | 1,076         | 未払法人税等             | 92            |
| 原材料および貯蔵品       | 844           | 未払費用               | 556           |
| その他             | 484           | その他                | 1,846         |
| 貸倒引当金           | △8            | <b>固定負債</b>        | <b>1,605</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>16,751</b> | 長期借入金              | 179           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>12,528</b> | リース債務              | 190           |
| 建物および構築物        | 3,500         | 繰延税金負債             | 464           |
| 機械装置および運搬具      | 2,348         | 環境対策引当金            | 74            |
| 土地              | 4,039         | 退職給付に係る負債          | 75            |
| リース資産           | 193           | 資産除去債務             | 504           |
| 建設仮勘定           | 1,996         | 長期未払金              | 56            |
| その他             | 450           | その他                | 59            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>113</b>    | <b>負債合計</b>        | <b>7,986</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,109</b>  | (純資産の部)            |               |
| 投資有価証券          | 2,956         | <b>株主資本</b>        | <b>27,062</b> |
| 繰延税金資産          | 18            | 資本金                | 5,057         |
| 退職給付に係る資産       | 939           | 資本剰余金              | 4,643         |
| その他             | 194           | 利益剰余金              | 17,824        |
|                 |               | 自己株式               | △462          |
|                 |               | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,983</b>  |
|                 |               | その他有価証券評価差額金       | 1,140         |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | 262           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | 581           |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>29,046</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>37,033</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>37,033</b> |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 21,662 |
| 売 上 原 価                 |     | 16,733 |
| 売 上 総 利 益               |     | 4,928  |
| 販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費   |     | 4,799  |
| 営 業 利 益                 |     | 128    |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息 お よ び 配 当 金     | 91  |        |
| 為 替 差 益                 | 83  |        |
| 受 取 保 険 金               | 18  |        |
| そ の 他                   | 35  | 228    |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 支 払 手 数 料               | 67  |        |
| そ の 他                   | 44  | 111    |
| 経 常 利 益                 |     | 245    |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 174 |        |
| 環 境 対 策 引 当 金 戻 入 益     | 217 | 392    |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 資 産 除 去 費 用             | 195 |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 140 | 336    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |     | 302    |
| 法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税 | 139 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 71  | 211    |
| 当 期 純 利 益               |     | 91     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |     | 91     |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)          |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>17,374</b> | <b>流動負債</b>     | <b>6,218</b>  |
| 現金および預金         | 6,546         | 支払手形            | 56            |
| 受取手形            | 1,697         | 電子記録債権          | 2,319         |
| 電子記録債権          | 1,165         | 買掛金             | 1,398         |
| 売掛金             | 4,406         | リース債権           | 19            |
| 商品および製品         | 1,680         | 未払金             | 573           |
| 仕掛品             | 933           | 未払費用            | 529           |
| 原材料および貯蔵品       | 637           | 未払法人税等          | 96            |
| その他の            | 313           | その他             | 1,226         |
| 貸倒引当金           | △8            | <b>固定負債</b>     | <b>1,070</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>18,486</b> | リース債権           | 190           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,337</b>  | 繰延税金負債          | 216           |
| 建物              | 1,677         | 環境対策引当金         | 74            |
| 構築物             | 102           | 資産除去債務          | 504           |
| 機械および装置         | 752           | 長期未払金           | 56            |
| 車両運搬具           | 14            | その他             | 28            |
| 工具器具備品          | 409           |                 |               |
| 土地              | 3,503         | <b>負債合計</b>     | <b>7,289</b>  |
| リース資産           | 193           | (純資産の部)         |               |
| 建設仮勘定           | 1,684         | <b>株主資本</b>     | <b>27,431</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>85</b>     | 資本金             | 5,057         |
| ソフトウェア          | 85            | 資本剰余金           | 4,641         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,064</b> | 資本準備金           | 4,641         |
| 投資有価証券          | 2,956         | 利益剰余金           | 18,194        |
| 関係会社株式          | 4,249         | 利益準備金           | 635           |
| 関係会社出資金         | 33            | その他利益剰余金        | 17,559        |
| 関係会社長期貸付金       | 2,546         | 固定資産圧縮積立金       | 11            |
| その他             | 278           | 別途積立金           | 11,170        |
| <b>資産合計</b>     | <b>35,861</b> | 繰越利益剰余金         | 6,378         |
|                 |               | <b>自己株式</b>     | <b>△462</b>   |
|                 |               | 評価・換算差額等        | 1,140         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金    | 1,140         |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>28,571</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>35,861</b> |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 高 上 売                   |     | 21,311 |
| 原 上 売                   |     | 16,832 |
| 総 上 売                   |     | 4,479  |
| 一 般 管 理 費               |     | 4,102  |
| 営 業 利 益                 |     | 377    |
| 営 業 外 収 益               |     | 313    |
| 受 取 利 息 お よ び 配 当 金     | 177 |        |
| 為 替 差 益                 | 83  |        |
| 受 取 保 険 金               | 18  |        |
| そ の 他                   | 34  |        |
| 営 業 外 費 用               |     | 106    |
| 支 払 手 数 料               | 67  |        |
| そ の 他                   | 39  |        |
| 経 常 利 益                 |     | 583    |
| 特 別 利 益                 |     | 488    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 174 |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 95  |        |
| 環 境 対 策 引 当 金 戻 入 益     | 217 |        |
| 特 別 損 失                 |     | 329    |
| 資 産 除 去 費 用             | 195 |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 134 |        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 742    |
| 法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税 | 143 | 271    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 128 |        |
| 当 期 純 利 益               |     | 470    |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社寺岡製作所  
取締役会 御中

井上 監査法人  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 萱嶋 秀雄 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 平松 正己 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 塚本 義治 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

「会計上の見積りの変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末より環境対策引当金及び資産除去債務の見積り方法の変更を行っている。

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来定率法を採用していた有形固定資産の減価償却方法について、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社寺岡製作所  
取締役会 御中

井上 監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員 公認会計士 萱嶋 秀雄 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 平松 正己 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 塚本 義治 ㊞

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**強調事項**

「会計上の見積りの変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度末より環境対策引当金及び資産除去債務の見積り方法の変更を行っている。

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、従来定率法を採用していた有形固定資産の減価償却方法について、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

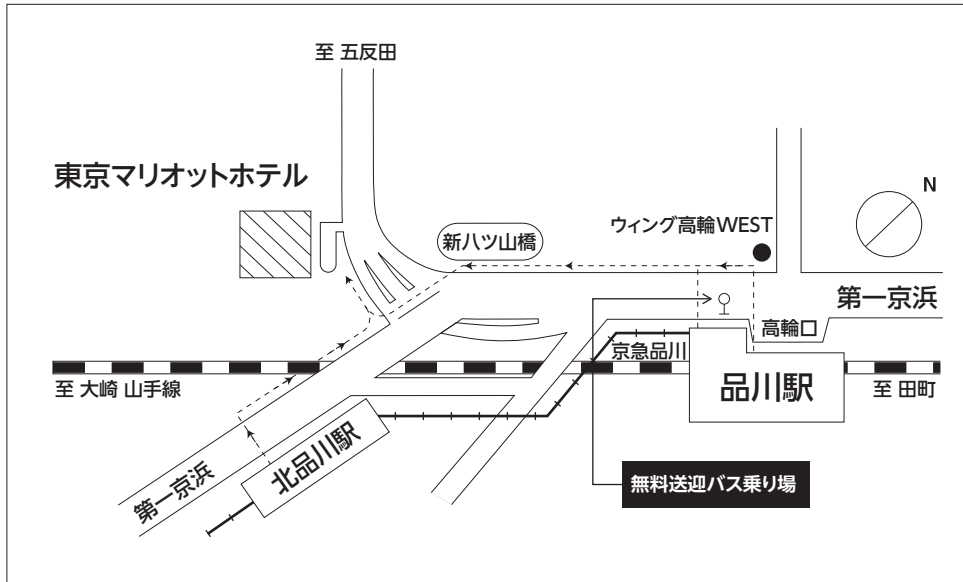
|            |      |     |
|------------|------|-----|
| 株式会社 寺岡製作所 | 監査役会 |     |
| 常勤監査役      | 野見山  | 豊 ㊟ |
| 社内監査役      | 渡邊   | 順 ㊟ |
| 社外監査役      | 三宅正樹 | ㊟   |
| 社外監査役      | 境晴繁  | ㊟   |
|            |      | 以上  |





# 第111期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区北品川四丁目7番36号  
 東京マリオットホテル  
 地下1階 **ゴテンヤマ ボールルーム ノース**  
 TEL (03) 5488-3911



## ◎交通のご案内

J R 「品川駅」 高輪口より五反田方面へ徒歩10分  
 京急電鉄「北品川駅」 五反田方面へ徒歩3分

## ◎無料送迎バスのご案内

J R 品川駅高輪口を出て左、ウイング高輪EAST前の都営バス⑥番乗り場からご利用ください。所要時間約5分

|    | 品川駅発 御殿山トラストシティ・東京マリオットホテル行 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|-----------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 8時 | 00                          | 08 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 |
| 9時 | 00                          | 06 | 12 | 18 | 24 | 30 | 36 | 43 | 50 |    |    |

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。